

【重要】緊急事態宣言発令に伴う当協会の対応について

この度当協会では、政府による緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とお客さまや職員の安全確保のため、健診及び関連業務を休止することとなりました。

お客さま及び関係各所にはご不便とご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

実施期間

2020年4月18日（土）～2020年5月10日（日）

一般財団法人宮城県予防医学協会
理事長 角 田 行